

堺市公報 号外第23号	令和6年6月19日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<条例>

○堺市市税条例等の一部を改正する条例 【財政局税務部税制課】	4
○堺市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例 【環境局環境保全部環境対策課】	9
○堺市ラブホテル建築等規制条例及び堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例 【健康福祉局障害福祉部障害支援課】	11
○堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例 【子ども青少年局子育て支援部幼保政策課】	12
○堺市手数料条例の一部を改正する条例 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	14
○堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例 【建築都市局開発調整部宅地安全課】	16
○堺市南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 【建築都市局開発調整部建築安全課】	18
○堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【消防局総務部総務課】	23
○堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例 【上下水道局水道部水道事業調整課】	24

本号で公布された条例のあらまし**○堺市市税条例等の一部を改正する条例（令和6年条例第28号）**

令和6年度税制改正に係る地方税法等の改正に伴う所要の改正等及び入湯税に係る規定の見直し等を行うもの

○堺市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例（令和6年条例第29号）

本市の区域内における土砂埋立て等の規制について定める本条例を廃止するもの

○堺市ラブホテル建築等規制条例及び堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例（令和6年条例第30号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う条項のずれの修正等の規定の整備を行うもの

○堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和6年条例第31号）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）等の一部改正に伴い、本市における認定こども園に係る職員の配置の基準について、基準省令等と同等の内容とする改正を行うもの

○堺市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年条例第32号）

- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく宅地造成等工事規制区域内における宅地造成等の工事の許可等の事務に係る手数料を定めるもの
- (2) 介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定更新申請及び指定介護予防支援事業者の指定更新申請を同時に行う場合における手数料を定めるもの

○堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第33号）

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づき宅地造成等工事規制区域を指定することにより、経過措置期間が終了すること等に伴う所要の改正を行うもの

○堺市南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和6年条例第34号）

南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途並びに緑化率に関する制限について定めるもの

○堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第35号）

堺市堺消防署の位置を変更するもの

○堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第36号）

水道法施行規則の一部改正に伴う主務大臣の変更を行うもの

条 例

堺市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第28号

堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「所得割額」を「所得割の額」に改める。

第33条第1項中「令和5年法律第1号」を「令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。」に、「令和5年新法」を「令和6年新法」に改め、同条第2項及び第3項中「令和5年新法」を「令和6年新法」に改める。

第86条中「入湯税を」を削る。

第86条の2各号を次のように改める。

- (1) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 一般公衆浴場（公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であって、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定に基づき公衆浴場入浴料金の統制額が指定されているものをいう。）において入湯する者
- (3) 法第292条第1項第10号の障害者
- (4) 宿泊を伴わない入湯をする者であって、当該入湯に係る料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）として1,000円未満の額を負担するもの
- (5) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）が実施する修学旅行その他学校教育上の見地から行われる行事に参加している幼児、児童、生徒若しく

は学生又は当該行事における引率者若しくは介添者

- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設若しくは社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は地域住民の福祉の向上を図ることを目的とした施設で市長が適当と認めるものにおいて入湯する者

第86条の3中「税率は」の次に「、次の各号に掲げる区分に応じ」を、「1日」の次に「（宿泊を伴う場合にあつては、1泊をもって1日とする。）」を加え、「75円」を「当該各号に定める額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 宿泊を伴う入湯 150円
- (2) 宿泊を伴わない入湯 75円

第86条の6中「の経営者」を「を經營しようとする者」に改め、同条に後段として次のように加える。

申告した事項に異動があつた場合においては、速やかにその旨を申告しなければならない。

第86条の7の見出し中「記載義務」を「記載義務等」に改め、同条中「入湯料金」を「入湯に係る料金」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 入湯税の特別徴収義務者は、前項の帳簿を1月ごとに区分して作成し、第86条の5第3項に規定する納期限の翌日から起算して7年を経過する日までこれを保存しなければならない。

附則第2条の3を削る。

附則第3条の2第1項及び第2項中「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和5年新法」を「令和6年新法」に改め、同条第3項中「令和5年新法」を「令和6年新法」に改め、同条第4項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和5年新法」を「令和6年新法」に改め、同条第8項を削り、同条第7項中「令和5年新法」を「令和6年新法」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和5年新法附則第15条第25項第3号イからハまで」を「令和6年新法附則第15条第25項第4号イからハまで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「令和2年4月1日から令和6年3月31日

まで」を「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和5年新法附則第15条第25項第2号イからハまで」を「令和6年新法附則第15条第25項第3号イからハまで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得された令和6年新法附則第15条第25項第2号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第3条の2第9項中「令和5年新法附則第15条第33項」を「令和6年新法附則第15条第32項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 10 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に都市再生特別措置法第46条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体により整備された令和6年新法附則第15条第38項に規定する政令で定める滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第3条の2の2及び附則第3条の2の3中「令和5年新法」を「令和6年新法」に改める。

附則第3条の3の2中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改める。

附則第3条の4中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改める。

附則第3条の5中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改める。

附則第3条の5の2中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改める。

附則第3条の6に次の1項を加える。

- 2 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、申告期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第3条の7中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第3条の10中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改める。

附則第5条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。以下「令和6年改正法」という。）」を「令和6年改正法」に改める。

附則第11条第1項中「固定資産税」の次に「及び都市計画税」を加える。

（堺市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成19年条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、新法信託」の次に「及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたもの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第86条から第86条の3まで、第86条の6及び第86条の7の改正規定並びに附則第6項及び第7項の規定 令和7年4月1日

(2) 第2条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号。第3項において「改正法」という。）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日（その日が公布日前である場合にあっては、公布日）

（固定資産税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に取得された改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税に

については、なお従前の例による。

- 5 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

- 6 新条例第86条の2及び第86条の3の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の入湯（施行日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る施行日の入湯を除く。次項において「施行日以後の入湯」という。）に対して入湯客に課する入湯税について適用し、施行日前の入湯（施行日の前日に宿泊した者による当該宿泊に係る施行日の入湯を含む。次項において「施行日前の入湯」という。）に対して入湯客に課する入湯税については、なお従前の例による。

- 7 新条例第86条の7第2項の規定は、施行日以後の入湯に係る帳簿について適用し、施行日前の入湯に係る帳簿については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 8 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を公布する。

令和6年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第29号

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例を 廃止する条例

堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（令和2年条例第48号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による廃止前の堺市土砂埋立て等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第13条第1項の規定による許可の申請又は旧条例第15条第2項の規定による変更許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第9条の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の許可を受ける者に関する旧条例第11条第3項、第14条第1項、第15条第5項、第16条から第23条まで、第24条（休止に係る部分を除く。）、第25条、第26条第1項及び第3項から第5項まで、第27条、第28条、第30条、第31条並びに第35条から第38条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第26条第1項若しくは第3項から第5項まで又は第27条第1項の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該許可に係る土砂埋立て等を2月以上休止する者にあつては当該休止をする日から起算して2月を経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い日までの間）は、なお従前の例によ

る。

- 4 この条例の施行の際現に旧条例第29条第1項の規定による届出（旧条例第2条第1項に規定する土砂埋立て等のうち、これを行う土地の区域の外への搬出を目的として行われるものに係る届出を除く。）をしている者に関する旧条例第29条第4項において読み替えて準用する旧条例第15条第5項、第16条（第2項を除く。）、第18条第1項、第19条、第21条第3項及び第4項、第22条、第24条第1項（休止に係る部分を除く。）、第26条第1項及び第5項、第28条、第30条並びに第31条並びに旧条例第35条から第37条までの規定の適用については、当該届出に係る土砂埋立て等の期間（以下「届出期間」という。）が満了する日までの間（施行日から届出期間が満了する日までに旧条例第29条第4項において読み替えて準用する旧条例第26条第1項又は第5項の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は届出期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該届出に係る土砂埋立て等を2月以上休止する者にあつては当該休止をする日から起算して2月を経過する日又は届出期間が満了する日のいずれか早い日までの間）は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前に旧条例第26条（同条第1項、第2項及び第5項を旧条例第29条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令を受けた者に係る旧条例第14条第1項第5号及び第6号、第21条第3項及び第4項（これらの規定を旧条例第29条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第35条第1項並びに第36条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為及び前3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

堺市ラブホテル建築等規制条例及び堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第30号

堺市ラブホテル建築等規制条例及び堺市立こども
リハビリテーションセンター条例の一部を改正す
る条例

(堺市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第1条 堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2第7号中「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

(堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部改正)

第2条 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（平成5年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「障害者支援法」を「障害者総合支援法」に、「第5条第18項」を「第5条第19項」に改め、同条第7号中「障害者支援法第5条第19項」を「障害者総合支援法第5条第20項」に改める。

第6条第3項中「障害者支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

附 則

この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号の政令で定める日（その日がこの条例の公布の日前である場合にあっては、この条例の公布の日）から施行する。

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第31号

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に
関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認
定こども園以外の認定こども園の認定の要件を
定める条例の一部を改正する条例

(堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項の表中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

(堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条第3項の規定は、適用しない。

この場合において、第1条の規定による改正前の堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条第3項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

- 3 第2条の規定による改正後の堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第1条に規定する認定こども園において、子どもに対する教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、同条例第4条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第1項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第32号

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第36条を次のように改める。

（宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料）

第36条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下この条において「法」という。）に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

(1) 法第12条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請
手数料

1件 723,600

円以内において

規則で定める額

(2) 法第12条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の許可申請手数料

1件 144,200

円以内において

規則で定める額

(3) 法第16条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可
申請手数料

1件 723,600

円以内において

規則で定める額

(4) 法第16条第1項の規定に基づく土石の堆積に関する工事の変更許可申請手数料

1件 144,200

円以内において

規則で定める額

(5) 法第18条第1項の規定に基づく宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査

(法第15条第1項の規定により法第12条第1項の許可があったものとみなされる
工事に係るものを除く。)に係る検査申請手数料 1件 31,800円
以内において規
則で定める額

第39条の2第2項に次の1号を加える。

- (9) 前項第8号に規定する事業者の指定更新申請と同項第23号に規定する事業者の指
定更新申請とを同時に行う場合（これらの事業を同一の事業所において行う場合に限
る。） 10,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項
の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法
（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定に基づく工事の変更許可申請手数料
については、なお従前の例による。

堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第33号

堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を
改正する条例

堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（以下「令和4年改正前旧法」という。）第3条第1項に規定する宅地造成工事規制区域内における令和4年改正前旧法第2条第2号に規定する宅地造成で切土又は盛土」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内における盛土規制法第2条第2号に規定する宅地造成又は同条第3号に規定する特定盛土等（同条第1号に規定する宅地において行うものに限る。第7条第1項第5号において同じ。）で盛土又は切土」に改める。

第7条第1項中「令和4年改正前旧法第8条第1項」を「盛土規制法第12条第1項」に改め、同項第5号中「令和4年改正前旧法第3条第1項の宅地造成工事規制区域内における宅地造成で切土又は盛土」を「盛土規制法第10条第1項に規定する宅地造成等工事規制区域内における宅地造成又は特定盛土等で盛土又は切土」に改める。

第9条第1項中「令和4年改正前旧法第13条第1項」を「盛土規制法第17条第1項」に改める。

第25条第2項中「令和4年改正前旧法第14条第2項から第4項まで又は令和4年改正前旧法第17条第1項若しくは第2項」を「盛土規制法第20条第2項から第4項までの規定又は盛土規制法第23条第1項若しくは第2項」に、「開発区域」を「宅地造成等（盛土規制法第10条第1項に規定するものをいう。）を行う土地の区域」に改める。

第28条第2項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の堺市開発行為等の手続に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条第1項の規定によりされた協議は、この条例による改正後の堺市開発行為等の手続に関する条例第7条第1項の規定によりされた協議とみなす。
- 3 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第2項の規定によりその規制についてなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事に係る旧条例第9条及び第25条の規定の適用については、なお従前の例による。

堺市南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を公布する。

令和6年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第34号

堺市南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画の
区域内における建築物の制限に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、南部大阪都市計画石原町二丁地区地区計画（令和6年告示第57号。以下「地区計画」という。）の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限について必要な事項を定めるとともに、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物の緑化率に関する制限について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、特段の定めのない限り、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び都市緑地法に定めるところによる。

(適用区域)

第3条 この条例は、地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域（以下「適用区域」という。）に適用する。

(建築物の用途の制限)

第4条 適用区域内においては、次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(1) 工場

(2) 倉庫（倉庫業を営む倉庫を含む。）

(3) 前2号に掲げる建築物内に設けられるものであって、当該建築物の利用者のために供するもの又はその機能を補完するもの

(4) 地区施設Ⅲ（地区計画において定められているものをいう。以下同じ。）内に設け

られる休憩所又は公衆便所

(5) 政令第130条の4又は第130条の5の4に規定する公益上必要な建築物（以下単に「公益上必要な建築物」という。）

(6) 前各号に掲げる建築物に附属するもの

（建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度）

第5条 適用区域内においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、10分の20以下でなければならない。

2 前項の延べ面積には、法第52条第6項の政令で定める昇降機の昇降路の部分の床面積は、算入しない。

3 第1項の延べ面積には、次に掲げる建築物の部分の床面積は、算入しない。

(1) 自動車車庫等部分（政令第2条第1項第4号イに規定するものをいう。次項第1号において同じ。）

(2) 備蓄倉庫部分（政令第2条第1項第4号ロに規定するものをいう。次項第2号において同じ。）

(3) 蓄電池設置部分（政令第2条第1項第4号ハに規定するものをいう。次項第3号において同じ。）

(4) 自家発電設備設置部分（政令第2条第1項第4号ニに規定するものをいう。次項第4号において同じ。）

(5) 貯水槽設置部分（政令第2条第1項第4号ホに規定するものをいう。次項第5号において同じ。）

(6) 宅配ボックス設置部分（政令第2条第1項第4号ヘに規定するものをいう。次項第6号において同じ。）

4 前項の規定は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）に当該各号に定める割合を乗じて得た面積を限度として適用するものとする。

(1) 自動車車庫等部分 5分の1

(2) 備蓄倉庫部分 50分の1

(3) 蓄電池設置部分 50分の1

(4) 自家発電設備設置部分 100分の1

(5) 貯水槽設置部分 100分の1

(6) 宅配ボックス設置部分 100分の1

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

第17条第3項の認定を受けた建築物に係る第1項の延べ面積には、同法第19条の政令で定める床面積は、算入しないものとする。

（建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度）

第6条 適用区域内においては、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分の

6（法第53条第3項第2号に該当する建築物にあつては、10分の7）以下でなければならない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第7条 適用区域内においては、建築物の敷地面積は、2,000平方メートル以上でなければならない。ただし、地区施設Ⅲ内の建築物又は公益上必要な建築物に供する敷地については、この限りでない。

（壁面の位置の制限）

第8条 適用区域内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、2メートル以上でなければならない。ただし、地盤面下の部分については、この限りでない。

（建築物の高さの最高限度）

第9条 適用区域内においては、建築物の高さは、31メートル以下でなければならない。

（建築物の緑化率の最低限度）

第10条 適用区域内においては、建築物（地区施設Ⅲ内の建築物及び公益上必要な建築物を除く。）の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を100分の15以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、また同様とする。

（違反建築物に対する措置）

第11条 市長は、前条の規定に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（報告及び立入検査）

第12条 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、建築物の新築若しくは増築

又は維持保全をする者に対し、第10条に定める建築物の緑化率の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第5条、第6条、第8条又は第9条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(3) 第7条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主（建築物を建築した後にあって、当該建築物の敷地面積を減少させることにより、同条の規定に違反することとなった場合にあっては、当該建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者）

(4) 法第87条第2項の規定により建築物（同条第3項の建築物を除く。）の用途を変更する場合において準用される第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第2号に規定する違反があった場合において、当該違反が建築主の故意によるものであるときは、同号に規定する者を罰するほか、当該建築主に対しても同項の罰金刑を科する。

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の規定による命令に違反した者

(2) 第12条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第12条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で第7条の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用する場合には、同条の規定は、適用しない。ただし、同条の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合するに至った土地については、この限りでない。

堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第35号

堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

堺市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成20年条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表堺市堺消防署の項位置の欄中「市之町西1丁1番27号」を「出島浜通1番1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年6月19日

堺市長 永 藤 英 機

堺市条例第36号

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格
並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一
部を改正する条例

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。